

公募型プロポーザル参加申出書類一覧

案件名称：令和8年度此花区コミュニティ育成事業業務委託

受付期間：令和7年12月2日（火）から令和8年1月9日（金）までの期間中

各日午前9時から午後5時まで

（区役所閉庁日及び午後0時15分から午後1時の時間帯を除く。）

提出書類：下表のとおり（申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。）

提出部数：1部

提出先：此花区役所地域サポート課地域サポート担当（持参又は郵送[必着]によること）

名称	様式・取扱い等
① 公募型プロポーザル参加申出書	様式2
② （法人）登記簿謄本、又は登記事項全部証明書 （法人以外の団体）定款又は定款に類する規定及び役員名簿	（法人）提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 （法人以外の団体）写し可
③ 貸借対照表、損益計算書の財務諸表及び実績報告書又は確定申告書	直近1か年のもの。左記書類がない場合は、これに相当する書類を提出すること。
④ 印鑑証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可
⑤ 使用印鑑届	様式3
⑥ 申出内容誓約書	様式4
⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書	直近1か年のもの、提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 （法人）税務署の様式その3又はその3の3 （個人）税務署の様式その3又はその3の2 非課税の場合は、その旨記載した理由書を提出すること。
⑧ 市町村民税並びに固定資産税の納税証明書	直近1か年のもの、提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可
⑨ 委任状	様式5（連合体での参加申出の場合のみ） 全体の意思決定や管理者運営等に責任を持つ連合体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこととするが、代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨を記載されている委任状を提出すること。
⑩ 連合体の協定書の写し	（連合体での参加申出の場合のみ） 協定書には、それぞれの事業者の役割分担等を記載していること。

※令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記②～⑧を省略できるものとする。それ以外の者であっても、申請日から前3か月以内に、本区において他の公募型プロポーザルなどに参加申請を行い、かつ⑦及び⑧を提出済みの者は、その旨を①に記載することによって省略できるものとする。